

革新的技術推進費の運用にかかる課題の整理

平成23年2月17日
革新的技術選定等会議

今回の個別の研究課題に対する評価・検討に併せて、今後の様々な施策検討に役立つよう、革新的技術推進費の運用にかかる課題の整理を行った。

革新的技術推進費は、総合科学技術会議で平成20年5月に決定した方針に基づき、平成21年度予算において科学技術振興調整費（文部科学省計上）に創設された。

＜革新的技術推進費の方針（概要）＞

- 産業の国際競争力強化、健康な社会構築や日本と世界の安全保障を目指す「革新的技術」において、飛躍的な進展があった場合や日本の優位性が危うくなりそうな場合のてこ入れ等として、年度途中等に機動的に資金を投入。
- 「革新的技術」は、他国の追従を許さない世界トップレベルの技術であり、持続的な経済成長と豊かな社会の実現を可能とする技術として、平成20年5月に23の技術領域を総合科学技術会議が選定。
- 緊急に研究開発を加速する革新的技術の選定にあたっては、目利き機能として整備する「革新的技術推進アドバイザー」によるベンチマークの情報等を通じて多角的に情報を収集し、科学技術政策担当大臣および総合科学技術会議有識者議員が実施。

実際の運用に際して、以下のような特殊な事情が発生した。

- 同時期に公募した最先端研究開発支援プログラム（平成21年度第1次補正予算）における採択課題との調整のため、
 - ・ 機動性が重要にもかかわらず、執行までにかかなりの時間を要し、機動性が十分に発揮できなかった。また、実施機関による執行が短期間となってしまった。
 - ・ 最先端研究開発支援プログラムに採択された研究者の研究内容との重複や過度の集中を排除するため、当予算における採択者・採択内容を応募された当初の研究計画から変更せざるを得ないような制約が生じた。

また、以下のように、運用面での課題が明らかになった。

- 科学技術振興調整費（文部科学省計上）を活用した事業であるため、
 - ・ 既存プロジェクトと合算使用が出来ない、年度内の予算であるなど、実施機関（および資源配分機関）の側からみた使い勝手が十分ではなかった。
 - ・ また、競争的資金である点を考慮して、特定の技術領域への資金投入が必要と判断した後に、実施機関を公募する手順を踏まざるを得なかったため、機動性が落ちたことは否めない。

- 既存プロジェクトが複数年度に渡るような場合、加速資金投入後1年未満の現時点では、最終的な加速効果について明確に評価することが出来なかった。
- 既存プロジェクトの予算を持つ実施府省との連携が必ずしも十分ではなかった。その結果、課題採択した研究開発は加速したものの、関連するプロジェクト全体さらには関連する技術領域全体の研究開発への波及効果は、現時点では明確にすることができなかった。

こうした点もあり、当予算は平成21年度限りの単年度の施策となってしまったが、以下の点では成果が得られた。

- 機動性については、当初の主旨からすると十分発揮できなかったものの、研究開発の動向に大きな変化がおこった場合の対応として、本制度は一定の有効性を持つことが確認された。（採択案件は、現時点で把握できる短期的な部分においては加速効果が認められているところ。）
- 革新的技術推進アドバイザー（目利き集団）からの情報提供により最先端の技術動向を把握することができ、総合科学技術会議における情報収集手段として、非常に有効な方法であった。

これらを踏まえ、今後も研究開発動向に機敏に対応していくために、革新的技術推進費の当初の方針に立ち返って、上記の課題等を改善した予算制度について、更なる検討を行うことが望まれる。

なお、今回資金投入した研究課題（3件）については長期的視点における明確な評価が出来ていないことから、一定期間経過後に改めて加速効果の評価を行うこととする。